

徳島県教育委員会規則第十号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月十八日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第五号中「病気休暇若しくは」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。